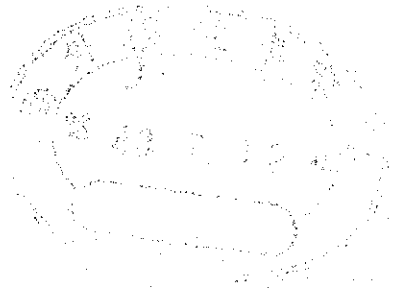


D-27

# 技術移住(求人)案内

(1964.10)



海外移住事業団

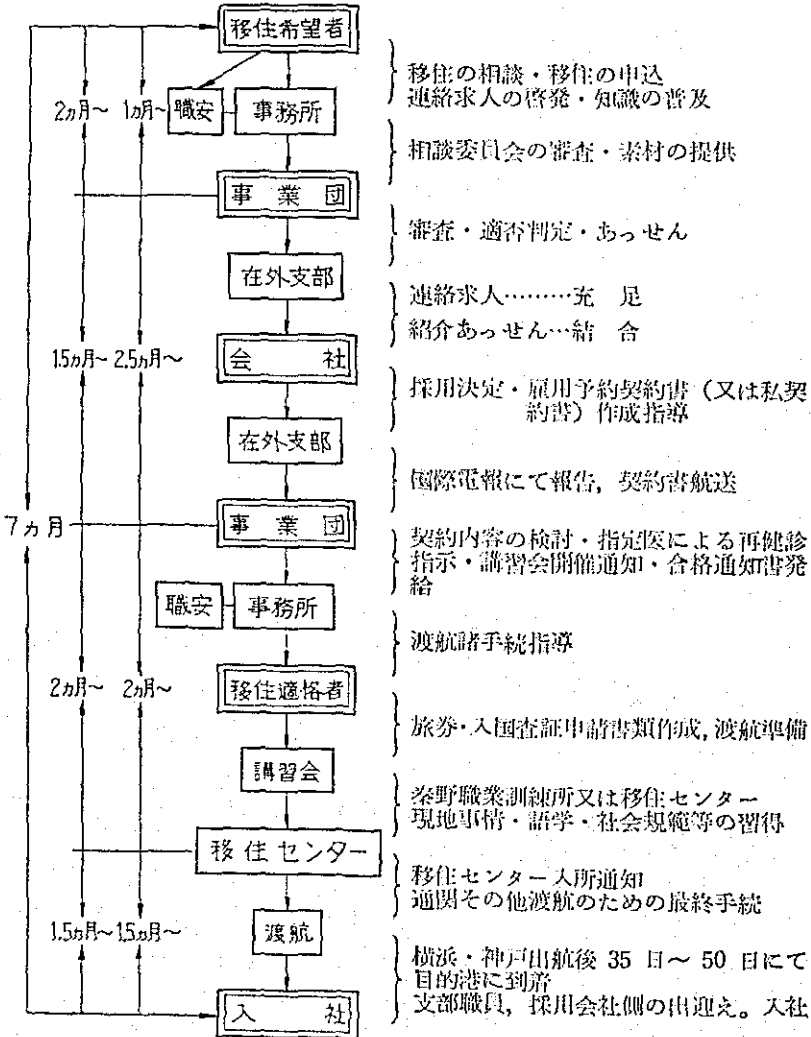


## 申 込 から 移 住 ま で

あなたは次のような手続を経て移住することになります。

よく注意し海外移住事業団各都道府県事務所と連絡をするように心掛けて下さい。

求人連絡方式 求職連絡方式 経 路 摘 要



※ 事務所 … 海外移住事業団各都道府県事務所

事業団 … 海外移住事業団本部

# 国際協力事業団

受入 月日	84. 8. 20	000
登録No.	13272	23.4
		EM

目

1. 技術移住について.....	1
(1) 求人連絡方式.....	1
(2) 求職連絡方式.....	1
2. 移住あつせん機関.....	1
3. 連絡求人の紹介.....	1
4. 申込みの受付.....	1
(1) 申込受付場所.....	1
(2) 申込書類.....	2
5. 申込みの資格.....	2
6. 選    考.....	2
(1) 選考の科目と内容.....	2
ア 技能審査.....	2
イ 人物審査.....	2
ウ 性格審査.....	2
(2) 最終審査.....	2
7. あつせん.....	2
8. 採用の決定.....	2
9. 合格通知書の発給.....	3
10. 渡航前の講習.....	3
11. 移住センター入所.....	3
12. 渡    航.....	3
13. 受    入.....	3
「附」 1. 現 地 事 情.....	4
a. 待遇その他の労働条件.....	4
b. 労働環境, 社会保障.....	5
c. 授    助.....	5
d. 就労会社一覧表.....	6
e. 就労会社所在地略図.....	7
「附」 2. 秦野職業訓練所工業技術移住科入所案内.....	7
「附」 3. 海外移住事業団都道府県事務所住所一覧表.....	8

JICA LIBRARY



1023900[2]

## 1. 技術移住について

海外移住事業団では、海外発展の希望に燃えて移住を志す工業技術者のために、技術移住のあつせんを次の2方式に基いて実施しております。

### (1) 求人連絡方式

雇用主よりの求人申込みに基づき、その条件に適合する求職者を選考し、充足あつせんする方法。

### (2) 求職連絡方式

一定の資格を有する技術者もしくは技能者の経歴及び希望を現地へ連絡し、受入会社を積極的に開拓して、結合あつせんする方法。

この冊子は、(1)の方法についての案内書ですが、(2)の方法については、別冊「技術移住(求職)案内」をご参照願います。

## 2. 移住あつせん機関

海外移住事業団(理事長、広岡謙二)が、国の内外を通じて一貫した移住者の援助及び指導その他の業務を行っております。

技術移住についての相談、申込みは、各都道府県事務所(8~9頁参照)で取扱っており、現地では在外支部が会社への紹介、引渡し、住居、転職などの世話を行っております。

海外移住事業団	東京都港区赤坂田町7の1
// サンパウロ支部	ブラジル国サンパウロ市 セナドールフェイジョー街143.
// リオ・デ・ジャネイロ支部	ブラジル国リオ・デ・ジャネイロ市 パロンデ・フラメンゴ街32.

## 3. 連絡求人の紹介

会社から求人の申込みがあつた場合には、その都度求人会社の概況、求人職種、求人数、作業内容、賃金及び申込資格その他、紹介期間等の取扱いを定め、別冊「技術移住求人内容一覧表」に掲げて紹介します。なお、連絡求人とは、連絡をうけた求人のことを言います。

## 4. 申込みの受付

連絡求人に応じようと希望する方の申込みは、次により受け付けます。

### (1) 申込受付場所

全国最寄りの公共職業安定所または、海外移住事業団各都道府県事務所、

(2) 申込書類

ア 技術移住（求人）申込書2通（写真3枚）用紙は、事務所にて交付します。

イ 戸籍謄本 2部

ウ 健康診断書 2通 用紙は、事務所にて交付します。

## 5. 申込みの資格

- (1) 職種、経験年数、年齢などは、別冊「技術移住求人内容一覧表」に記載の資格に適合する者
- (2) 身体強健で、ブラジル国の入国法規に規定される病氣、および肉体的欠陥のない者
- (3) 犯罪その他、反社会的行為をしたことのない者

## 6. 選 考

事務所では、申込みを受けた希望者に対してその都度期日を決めて、選考を行ないますが、日時、場所については、きまり次第連絡します。

(1) 選考の科目と内容

移住希望者の技能、人物、健康、およびその他の状況を次により審査します。

ア 技能審査

経験した仕事の内容を主にした技能経歴の聞き取りと、技能要素の測定を行って、求人に対する適応性を審査します。

イ 人物審査

ウ 性格審査

(2) 最終審査

選考の結果「移住の条件を具備している」と判定された希望者については、あつせんに必要な書類を整えて事務所より本部へ提出します。その後本部において、最終的な書類審査を行ないます。

## 7. あ つ せ ん

最終審査の結果、あつせんに適当と認められたものについては、在外支部を通じて求人会社へ連絡し、採用と雇用条件の確定を行ないます。

## 8. 採用の決定

あつせんが成立したものについては、事務所を通じて本人に連絡します。

## 9. 合格通知書の発給

合格通知書の発給は、健康診断書と契約書の到着をまつて、それらの内容を検討し、その後、発給いたします。受領後は、事務所の指導をうけて、旅券発給申請と、入国許可及び査証取得申請書類を作成することになります。

## 10. 渡航前の講習

講習会の内容は、語学を主として、移住者の心構え、渡航に必要な手続、携行荷物、現地の生活、労働事情などであります。

講習は、一週間の予定であります。講習会に参加する前に旅券発給申請を行ない入国許可及び査証取得申請書類を事務所に提出しておくことが肝要です。同時に雇用主（勤めていた会社）から、離職票の交付をうけて、公共職業安定所に失業保険の受給手続きをしておくことも大切です。講習会に参加するための往復の旅費（2等）、期間中の食費、その他は海外移住事業団で負担します。なお、講習会の結果、移住者として不相当と認められた者は、合格を取消される場合があります。

## 11. 移住センター入所

海外移住事業団では、入国許可（査証下附の内諾）を取りつけた後、事務所を通じて、本人に通知します。

## 12. 渡 航

海外移住事業団では、移住者を目的地まで安全に引卒する目的をもつて、輸送引卒員を乗船させております。航海期間中には、出発前に行なつた講習の補完、新知識の吸収のための講習会、その他運動会、演奏会、映画会等が実施されます。

## 13. 受 入

海外移住事業団在外支部では、求人会社側に協力し、仮住居を選定し、乗船移住者名簿により、受入れのため、会社関係者を伴ない上陸港に出迎えます。

# 「附」1 現地事情

## a. 待遇その他の労働条件

(1) ブラジル国労働法規に従って雇用されます。

(2) 労働契約期間

ブラジルは日本の会社でも最近検討されはじめた職務給制度を採用しています。したがって能力のあるものは会社から優遇され、給与も勤続年数に関係なくどんどん昇給していきます。

契約期間は労働法で4年以内になっています。

(3) 労働時間

イ. 労働は1週48時間で、日曜、祭日は有給休暇ですが、土曜も休日にする会社が多くなっています。

ロ. 1日の労働時間は8時間で1日2時間以上の超過勤務は許されないことになっています。1週48時間の労働時間を5日間で消化するため1日の労働時間は普通10時間位となります。超過勤務手当は時間給の20%増程度です。

(4) 給与

最低賃金法

ブラジルでは最低賃金法が制定されており技術移住者もこの適用を受けます。インフレの関係で最近はひんぱんに改正され、現在の最低賃金は昭和39年2月22日に改正され、同年2月25日より実施のもので、サンパウロ市は月42,000クルセイロです。この賃金は各地域の生活事情によつて多少異なります。

イ. 給料

技能工の場合の初任給が大体時間給で330クルセイロス（1カ月80コントス）、技術者で月給150コントス程度です。試用期間が終了すると能力により昇給します。なお1,000クルセイロスを1コントといっています。

ロ. 家族手当

家族手当については、法令第4266号にもとづき昭和38年12月1日より最低賃金の5%が14歳以下の子女を扶養している者に支給されています。

ハ. 年末賞与

法令第1881号にもとづき毎年12月中に給料1カ月相当分が支給されます。

ニ. その他日本の勤務地手当などに相当するものはありませんが、会社により基本給の他に能率手当などを支給しているところもあります。

## b. 労働環境社会保障

最近建設された外函系の大工場はほとんど市外地で自然環境もよく、厚生施設など完備した近代工場が少なくないのですが、その反面市内の中小工場はそこまで行きとどいていないものが多く労働環境は企業によつて非常に差があります。したがつて技術移住者も一般の住宅などを借りています。

社会保障制度は健康保険、労災保険、養老年金などが一本になつてI A P I（工業従業員恩給基金）で扱われております。加入は強制的で負担金は労使それぞれ給与の8%で16%の納入となつています。

I A P Iでは、それぞれの地域に支所、出張所をもち病院などを経営していますが、実際に健康保険を利用することは病院の数が少ないことや、労働者層のみが利用するもので「金を持っているものは町の医者にかかるべきだ」という考えが一般にあつて、労災保険制度や養老年金制度などに比較すると今のところ十分とはいえないようです。

## c. 援 助

海外移住事業団では、移住者の主体性を損わないように留意しつつ更に次のような援助を行なつております。

1. 渡航費の貸付……日本の乗船港（横浜・神戸）より上陸港までの船賃全額を10年据置（据置期間中無利子）その後10年間元利均等年賦償還として、年利3分6厘5毛の条件にて貸付けます。
2. 支度費の補助……移住者が移住センターに入所した際に支度費として、満12歳以上の者1名につき7,000円、満3歳以上の者1名につき3,500円、満3歳未満の者、1,750円を交付します。
3. 集結旅費の補助……渡航のため現住所から指定の移住センターに入所する旅費として通常経路による旅費（鉄道賃、船賃、バス賃）の半額を移住センターに入所した後に交付します。



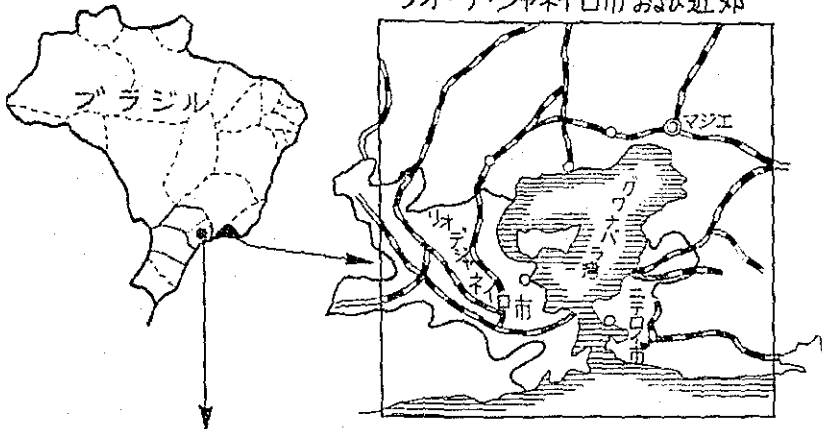
## d. 就労会社一覧表

昭和 36 年より現在までにあつせんした技術移住者は主としてサンパウロ市内及び近郊の会社に就労しております。

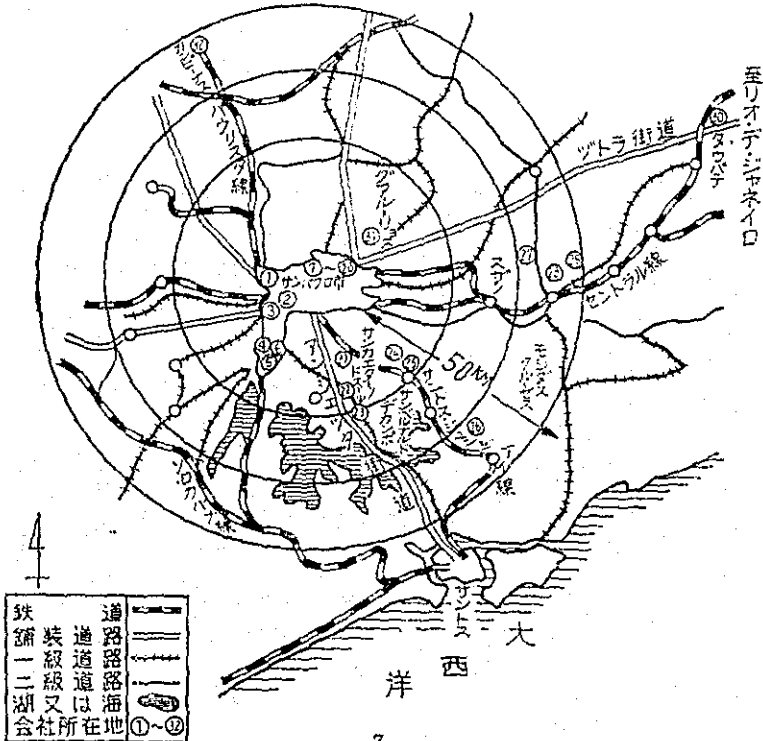
略記号	会 社 名	業 種
1	ソフンジエ鋳造	鋳 造
2	アトラス・エレベーター	エレベーター・エスカレーター製造
3	トレード計量器	小型計量器の製造
4	アルバメ電気器具	電気器具・コード
5	オーラ計器	自動車用計器・時計
6	ファルク・ド・ブラジル	製紙、繊維機械等のカップリング変 速装置
7	フェラージエン・イ・ラミナソン	錠前製造
8	モイ・ニヨ・サンチスタ紡織	紡 織 紡 織
9	サンパウロ新聞社	日語新聞の印刷発行
10	ゼネラル・エレクトリック	電気機器具
11	ゼネラル・モーター	電動機その他
12	オームス	工 作 機 械
13	小西工作所	配管関係
14	加藤精機	金 型 部 品
15	イラ・ラジオ	トランジスターラジオ その他
16	バルデラ董工	起重機・製紙機械
17	テクナール	給 油 装 置
18	コダマ機械	洗染業用機械
19	宿屋商工	鋳 物
20	池森製作所	製 紙 機 械
21	コラール塗料	塗 料
22	ビイバール	自動車エンジン
23	コントラ消火器	消 火 器
24	ハウトマン建設	鉄骨建築、変速機
25	セルマール	各種制御器
26	コンスタンタ・エレクトロテクニカ	各種抵抗器
27	スーペルフィーネ	ミシン部品自動車部品
28	ブラジル豊和	紡 織 機
29	エルジン・ミシン	ミ シ ン
30	メカニカ・ベサーダ	製紙機械・造船機械
31	オリベツチ	タイプライター・計算機
32	パルメイラス・ミシン	ミ シ ン

e. 就労会社所在地略図

リオ・デ・ジャネイロ市および近郊



サンパウロ市および近郊



## 「附」 2

### 泰野職業訓練所工業技術移住科入所案内

#### 1. 目 的

ブラジルその他南米諸国に移住を希望する技能者に、現地技能者として必要な知識を修得させることを目的とする。

#### 2. 職種、人員

機械工 15名、仕上工 15名

#### 3. 入所資格

(1) 経験年数、中学卒業者2年以上、工高卒業者1年以上

(2) 年 令 21才以上

#### 4. 訓練期間

6 カ 月

#### 5. 訓練中の生活費

食費1日 150 円本人負担

寮費等は無料

なお、入所中は失業保険金の支給（延長）が受けられる。

#### 6. 入 所

関係機関の選考により適格者は公共職業安定所の入所指示を受けて入所することとなる。入所は4月と10月の年2回である。

#### 7. 詳細は全国最寄りの公共職業安定所又は海外移住事業 団各都道府県事務所にお問合せ下さい。

### 神奈川県立泰野職業訓練所

神奈川県秦野市曾屋清水窪 1,210 番地

電 話 (0463) 81 0 8 7 0 番

# 「附」3 海外移住事業団都道府県事務所

## 住所一覽表

事務所名	住 所	事務所名	住 所
海外移住事業団北海道事務所	札幌市北一条西5の3 (北一条ビル)	海外移住事業団神奈川県事務所	横浜市中区日本大通1 (神奈川県内)
海外移住事業団青森県事務所	青森市大字大野字長島1 (青森県庁農政課内)	海外移住事業団山梨県事務所	甲府市丸の内1丁目5番地4 (山梨県庁査別館内)
海外移住事業団岩手県事務所	盛岡市仁王小路97 (協栄生命ビル)	海外移住事業団長野県事務所	長野市大字南長野字願下692の2 (長野県庁農地開拓課)
海外移住事業団宮城県事務所	仙台市勾当台通27 (宮城県庁農業構造改善課内)	海外移住事業団静岡県事務所	静岡市追手町251 (静岡県庁農地開拓課内)
海外移住事業団秋田県事務所	秋田市川尻字八十刈1の1 (秋田県庁内)	海外移住事業団富山県事務所	富山市新緑田輪1 (富山県庁農地開拓課内)
海外移住事業団山形県事務所	山形市旅籠町3丁目5番27号 (山形県庁開拓会館)	海外移住事業団石川県事務所	金沢市広坂通2 (石川県庁農地開拓課内)
海外移住事業団福島県事務所	福島市中華町7番5号 (福島県医師会館)	海外移住事業団岐阜県事務所	岐阜市司町1 (岐阜県庁内)
海外移住事業団新潟県事務所	新潟市学校町1番町5290 (新潟県庁地方課内)	海外移住事業団愛知県事務所	名古屋市中区南外堀町6の1 (愛知県庁農地開拓課内)
海外移住事業団茨城県事務所	水戸市北三の丸119 (茨城県庁内)	海外移住事業団三重県事務所	津市公明町13 (三重県庁開拓拓殖課内)
海外移住事業団栃木県事務所	宇都宮市塚田町504 (栃木県庁農地開拓課内)	海外移住事業団福井県事務所	福井市御本丸町101 (福井県庁内)
海外移住事業団群馬県事務所	前橋市曲輪町66 (群馬県庁文教外事課内)	海外移住事業団滋賀県事務所	大津市東浦1番町 (滋賀県庁内)
海外移住事業団埼玉県事務所	浦和市高砂町3の37 (埼玉県農林会館内)	海外移住事業団京都府事務所	京都市上京区小川通下立売上ル勘兵衛町122の1 (京都府自治会館内)
海外移住事業団千葉県事務所	千葉市市場町2 (千葉県庁内)	海外移住事業団大阪府事務所	大防市東区法門坂町10 (農林会館)
海外移住事業団東京都事務所	東京都港区赤坂四丁目7の1 (信和ビル内)		

事務所名	住 所	事務所名	住 所
海外移住事業団兵庫県事務所	神戸市生田区下山手通5の1(兵庫県庁内)	海外移住事業団香川県事務所	高松市八番丁1(香川県庁内)
海外移住事業団奈良県事務所	奈良市登大路町8(奈良県庁農地課内)	海外移住事業団愛媛県事務所	松山市一番目4丁目4の2(愛媛県庁内)
海外移住事業団和歌山県事務所	和歌山市小松原通1の1(和歌山県庁移民課内)	海外移住事業団高知県事務所	高知市帯屋町98(高知県庁前別館)
海外移住事業団鳥取県事務所	鳥取市東町1の220(鳥取県庁内)	海外移住事業団福岡県事務所	福岡市天神1丁目1番1号(福岡県庁内)
海外移住事業団島根県事務所	松江市殿町19(島根県農林会館)ただし、11月までは松江市殿町1(島根県庁内)	海外移住事業団佐賀県事務所	佐賀市赤松町35(佐賀県庁農地開拓課内)
海外移住事業団岡山県事務所	岡山市内山下81の1(岡山県庁内)	海外移住事業団長崎県事務所	長崎市出島町1番地5号(みなとビル)
海外移住事業団広島県事務所	広島市基町1(広島県庁内)	海外移住事業団熊本県事務所	熊本市長安寺町22
海外移住事業団山口県事務所	山口県吉敷郡小郡町大字下郷2139(山口県農協会館)	海外移住事業団大分県事務所	大分市尚揚町2番33号(教育会館別館内)
海外移住事業団徳島県事務所	徳島市万代町1(徳島県庁内)	海外移住事業団宮崎県事務所	宮崎市別府町5(自治学院内)
		海外移住事業団鹿児島県事務所	鹿児島市山下町68(鹿児島県庁内)

